

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

**新株予約権等に関する事項
業務の適正を確保するための体制
連結持分変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表**

第15期（2019年4月1日～2020年3月31日）

アステラス製薬株式会社

上記の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.astellas.com/jp/ja/investors/shareholders-meeting>）に掲載することにより株主の皆様に提供しています。

1. 新株予約権等に関する事項

(1) 当期末日における新株予約権の状況

- 新株予約権の総数 : 3,711個 (注) 1
- 目的となる株式の種類及び数：当社普通株式 1,176,300株 (注) 1

新株予約権は全てストックオプションとして交付されたものであり、その行使に際しては、自己株式を充当し、新株発行（発行済株式の総数の増加）の予定はありません。

区分	2005年8月発行新株予約権 (2005年8月31日発行)	2007年2月発行新株予約権 (2007年2月13日発行)	2007年8月発行新株予約権 (2007年8月10日発行)
発行決議の日	2005年8月24日	2007年1月26日	2007年7月26日
新株予約権の数 (注) 1	20個	17個	33個
新株予約権の目的となる 株式の種類及び数 (注) 1、4	普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき 500株)	普通株式 8,500株 (新株予約権1個につき 500株)	普通株式 16,500株 (新株予約権1個につき 500株)
新株予約権の払込金額	無 償	新株予約権1個につき 500,900円 (注) 2	新株予約権1個につき 463,900円 (注) 2
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額 (注) 4	新株予約権1個につき 500円	新株予約権1個につき 500円	新株予約権1個につき 500円
新株予約権を行使することができる期間	2005年9月1日から 2025年6月24日まで	2007年2月14日から 2026年6月27日まで	2007年8月11日から 2027年6月26日まで
新株予約権の主な行使の条件	(注) 3	(注) 3	(注) 3

区分	2008年9月発行新株予約権 (2008年9月16日発行)	2009年7月発行新株予約権 (2009年7月8日発行)	2010年7月発行新株予約権 (2010年7月8日発行)
発行決議の日	2008年8月29日	2009年6月23日	2010年6月23日
新株予約権の数 (注) 1	36個	150個	254個
新株予約権の目的となる 株式の種類及び数 (注) 1、4	普通株式 18,000株 (新株予約権1個につき 500株)	普通株式 75,000株 (新株予約権1個につき 500株)	普通株式 127,000株 (新株予約権1個につき 500株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき 398,000円 (注) 2	新株予約権1個につき 294,200円 (注) 2	新株予約権1個につき 244,000円 (注) 2
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額 (注) 4	新株予約権1個につき 500円	新株予約権1個につき 500円	新株予約権1個につき 500円
新株予約権を行使することができる期間	2008年9月17日から 2028年6月24日まで	2009年7月9日から 2029年6月23日まで	2010年7月9日から 2030年6月23日まで
新株予約権の主な行使の条件	(注) 3	(注) 3	(注) 3

区分	2011年7月発行新株予約権 (2011年7月5日発行)	2012年7月発行新株予約権 (2012年7月5日発行)	2013年7月発行新株予約権 (2013年7月4日発行)
発行決議の日	2011年6月20日	2012年6月20日	2013年6月19日
新株予約権の数（注）1	453個	569個	481個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注）1、4	普通株式 226,500株 (新株予約権1個につき500株)	普通株式 284,500株 (新株予約権1個につき500株)	普通株式 240,500株 (新株予約権1個につき500株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき 267,700円（注）2	新株予約権1個につき 304,800円（注）2	新株予約権1個につき 505,300円（注）2
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）4	新株予約権1個につき 500円	新株予約権1個につき 500円	新株予約権1個につき 500円
新株予約権を行使することができる期間	2011年7月6日から 2031年6月20日まで	2012年7月6日から 2032年6月20日まで	2013年7月5日から 2033年6月19日まで
新株予約権の主な行使の条件	（注）3	（注）3	（注）3

区分	2014年7月発行新株予約権 (2014年7月3日発行)
発行決議の日	2014年6月18日
新株予約権の数（注）1	1,698個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注）1、4	普通株式 169,800株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき 127,900円（注）2
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）4	新株予約権1個につき 100円
新株予約権を行使することができる期間	2014年7月4日から 2034年6月18日まで
新株予約権の主な行使の条件	（注）3

- （注）1. 上記の新株予約権の総数、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数については、2020年3月31日現在の残高を記載しています。
2. 上記の新株予約権（ただし2005年8月発行新株予約権を除く）は、その払込金額の払込債務と相殺することを条件として支給された金銭報酬の債権と当該払込債務を相殺することにより交付されたものです。
3. 上記の新株予約権の主な行使の条件は以下のとおりです。
- （1）新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、原則として10年間に限り、新株予約権行使することができる。
- （2）各新株予約権の一部行使はできないものとする。
4. 2014年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っているため、2014年7月発行新株予約権を除き、上記新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額については調整された株式分割後の数値を記載しています。

(2) 当期末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	付与対象者	人数	新株予約権の数 (残高)	新株予約権の目的となる 株式の種類及び数
2007年2月発行 新株予約権	取締役 (社外取締役を除く)	1名	17個	普通株式 8,500株
2007年8月発行 新株予約権	取締役 (社外取締役を除く)	1名	17個	普通株式 8,500株
2008年9月発行 新株予約権	取締役 (社外取締役を除く)	1名	27個	普通株式 13,500株
2009年7月発行 新株予約権	取締役 (社外取締役を除く)	1名	47個	普通株式 23,500株
2010年7月発行 新株予約権	取締役 (社外取締役を除く)	2名	88個	普通株式 44,000株
2011年7月発行 新株予約権	取締役 (社外取締役を除く)	2名	190個	普通株式 95,000株
2012年7月発行 新株予約権	取締役 (社外取締役を除く)	2名	208個	普通株式 104,000株
2013年7月発行 新株予約権	取締役 (社外取締役を除く)	2名	125個	普通株式 62,500株
2014年7月発行 新株予約権	取締役 (社外取締役を除く)	2名	453個	普通株式 45,300株
合計			1,172個	普通株式 404,800株

- (注) 1. 取締役が保有する新株予約権には、取締役就任前に執行役員としての職務執行の対価として交付されたものが含まれています。
 2. 2014年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っているため、2014年7月発行新株予約権を除き、上記新株予約権の目的となる株式の数については調整された株式分割後の数値を記載しています。

業務の適正を確保するための体制（2020年4月1日現在）

① 業務の適正を確保するための体制の基本方針

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備に関して以下のとおり基本方針を定めています。

1. 職務執行に関わる体制

（1）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 当社は、取締役会構成員として経営の基本方針、経営戦略等の決定に参画し、業務執行の監督を行う取締役と、業務執行の責任を担うトップマネジメント（取締役社長並びに経営戦略・財務担当、経営管理・コンプライアンス担当、メディカル担当及び販売統括担当の総称）の役割を明確に区分する。
- 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催する。
- エグゼクティブ・コミッティを設置し、当社及びグループ会社における経営戦略、製品戦略、経営管理、人事等に関する重要事項を協議する。
- 上記会議体に関する規程及び「決裁権限規程」を制定し、会議体及びトップマネジメントの権限や位置づけを意思決定上の手続きとともに明確にする。
- 業務執行が効率的に行えるよう人事・組織体制を整備する。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 「記録と情報の管理に関するグローバル規程」を制定し、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存、管理する。
- 取締役会、エグゼクティブ・コミッティの議事録等、経営上重要な事項に係る文書は、取締役が適宜閲覧できるような体制を構築する。

2. リスク（損失の危険）の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループ全体のより適切なリスク管理を行うため、「経営上の戦略的意思決定に係るリスク（事業機会に係るリスク）」と「適正かつ効率的な業務遂行に係るリスク（事業活動遂行に係るリスク）」に分け、当社及びグループ会社の各部門・部署が主体的にリスク管理実務を実践することを基本として、次のような活動を通じ、グループ内リスクの低減及びその適切な対応を推進する。

- 事業機会に係るリスクへの対応については、各部門・部署がそれぞれの機能・役割の下、意思決定ルール、基準を明確にして実施する。これらのうち重要なリスクに関わる事項については、その重要度に応じて、エグゼクティブ・コミッティ又はエグゼクティブ・コミッティ及び取締役会において審議を経た上で決定する。
- 事業活動遂行に係るリスクへの対応については、グローバル及び部門別の「リスク＆レジリエンス委員会」を設置し、1) リスクの識別と最適な管理活動並びに2) 危機対応計画及び事業継続計画の準備・対応状況を包括的に管理する。上記体制の方針についてはエグゼクティブ・コミッティ及び取締役会において審議を経た上で決定する。

当該体制の下で識別された重要なリスクに関する事項については、その対応も含めエグゼクティブ・コミッティの審議を経て決定するとともに、取締役会に報告する。

- ・ リスク管理業務の実効性を高めるため、災害対応、情報セキュリティー、個人情報保護等について、リスクの特性、内容に応じたポリシーやマニュアル等を個別に制定する。

3. コンプライアンス体制（取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制）

当社は、当社及びグループ会社の役員・従業員によるコンプライアンスの中核的規範として「アステラス企業行動憲章」及び「アステラスグループ行動規準」を定める。

当社は、コンプライアンスをいわゆる法令遵守にとどまらず、高い倫理観に基づく社会規範に沿った行動と位置付け、グループ全体において広い意味でのコンプライアンスを推進するための体制を構築するとともに、その浸透に向け、次のような取り組みを行う

- ・ 「グローバル・コンプライアンス委員会」を設置し、当社及びグループ会社全体のコンプライアンスに関する現状の把握、更に方針・計画を審議する。各地域毎のコンプライアンスに関する事項を審議するコンプライアンス委員会も別途設置する
- ・ グローバル・コンプライアンスに関する具体的な企画の立案、推進、浸透等は、経営管理・コンプライアンス担当の指揮の下、エシックス&コンプライアンス部門が当社及びグループ会社の関係部門と連携の上実施する。また、継続的な研修等を通じ、当社及びグループ会社の役員・従業員一人ひとりが自らの責任においてコンプライアンスを実践できる体制を構築する。
- ・ 独立した第三者機関がグローバルに運営するホットラインを設置し、アステラスグループの従業員又は社外関係者によるコンプライアンス違反・その疑義の報告を受け付ける。

重要な情報は、適宜、経営管理・コンプライアンス担当に報告される体制を構築する。対応にあたっては、秘密厳守及び連絡者への不利益な取扱いの禁止を徹底する。

上記の体制及び取り組みを通して、Speak Up Culture(「声を上げる」ことのできる企業風土)を醸成し、報復禁止の原則を徹底する。

4. 情報開示・情報管理に関する体制

- ・ 当社は、顧客、株主、社会など、全てのステークホルダーに対し適時適切かつ公平に情報を開示する。また、ステークホルダーとの対話を積極的に行い、そこで得た意見等を企業活動に適切に反映するよう努める。このような情報開示と対話により、企業としての透明性を一層高めていくとともに、ステークホルダーとの信頼関係の構築と維持に努める。
- ・ 上記基本姿勢のもと、当社は「ディスクロージャー・ポリシー」を制定するとともに、情報開示活動を推進・管理する「情報開示委員会」を設置する。
- ・ 当社は、当社及び当社グループの役員・従業員がその職務上知った重要情報の取扱い等についての規程を制定し、法令違反の未然防止及び適切な情報管理を図る。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、一般に公正妥当と認められる基準に準拠して連結ベースの財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その有効性を適正に評価する。
- 取締役会が定める「グローバル JSOX 規程」に基づき、グローバル内部統制責任者である取締役社長の指揮の下、連結ベースの財務報告に係る内部統制の評価を実施する。

6. グループ管理体制（当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制）

当社は、グループ会社の適切な管理、運営を行うとともに、当社及びグループ会社との間での健全な関係を維持・構築するため、次の取り組みを行う。

- 「アステラス企業行動憲章」及び「アステラスグループ行動規準」を全てのグループ会社に適用し、これらに基づくグループ会社の行動規準とあわせて、その周知徹底を図る。
- グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項は、機能別マネジメントの職制を通じて当社に報告される体制を構築する。
- グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるよう、グループ会社の役員構成及び意思決定権限並びにグループ内監督体制に関する明確なルールを整備する。
- リスク管理、コンプライアンスへの取り組みは、前述のとおりグループ全体の仕組みとして取り組む。
- 「グローバル内部監査規程」をグループ全体に適用し、グループ一体での内部監査体制を整備する。

7. 内部監査体制

当社は、通常の業務執行部門から独立した社長直轄の監査部門を設置し、当社及びグループ会社における内部監査体制を整備することとし、次の取り組みを行う。

- 監査部門は、当社及びグループ会社全体の経営諸活動における各種体制や仕組みの有効性・効率性について検討・評価し、監査報告書にとりまとめ、取締役社長及び監査等委員会へ報告する。また、必要に応じて関係役員及び関係部門に説明する。年間監査結果の総括については取締役会及び会計監査人に報告する。
- 当社は、医薬品企業として「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等を遵守し、製品の有効性・安全性を確保することを使命として、高い専門知識の下で、適正性を確保した組織体制を通じ業務を遂行していく。このために、グループ全体において、現場での自己統制、薬事、品質等に関する専門部による専門統制、監査部門による内部監査の仕組みをそれぞれの機能別に構築する。
- 監査部門は、関係する専門部と定期的な連絡会を開催する等の活動を通じて連携し、内部監査の質的向上を図る。

- ・ 地域（欧州、米州、日本及びアジア・オセアニア）毎に内部監査機能を設置し、社長直轄の監査部門長が統括することにより、グローバル化するリスクに効果的に対応し、グループ会社に対し一貫した高質な保証業務及びアドバイザリー業務を提供するための機能を強化する。

8. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会設置会社として、監査等委員会の監査が実効的に行われることが可能となるよう、次の取り組みを行う。

（1）監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項

- ・ 監査等委員会の監査が適切に機能するよう、監査等委員会の職務を補助する監査等委員会室を設置し、専任の所属員を配置する。

（2）監査等委員会の職務を補助する従業員の監査等委員でない取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性に関する事項

- ・ 監査等委員会室の所属員は、監査等委員でない取締役から独立し、監査等委員会の指揮命令の下に職務を遂行する。
- ・ 当該所属員の任命・評価・異動等については、予め監査等委員会の同意を必要とする。

（3）監査等委員でない取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ・ 当社及びグループ会社の取締役等の職務の執行に係る月次報告、四半期報告について、監査等委員会が常時閲覧可能な体制を整備する。
- ・ トップマネジメントは、管掌する部門に関して、監査等委員会に対して定期的に、又は臨時に報告する事項、報告者、報告の方法を監査等委員会と協議して決定する。
- ・ 内部監査、法務、コンプライアンス、リスクマネジメントを担う部門は、それぞれ定期的に監査等委員会へ報告する体制を構築し、当社及びグループ会社における現状の報告その他必要な情報の提供を行う。

（4）監査等委員会に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・ 当社は、監査等委員会又はグループ会社の監査役へ報告を行った当社及びグループ会社の役員・従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。

（5）監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

- ・ 当社は、監査等委員の職務の執行について生じる費用等について、監査等委員会室が予算の計上及び費用等の支払いを担う体制を整備する。

（6）その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査部門長の任命・評価・異動等については、予め監査等委員会の同意を必要とする。
- ・ 監査部門は、年度監査計画の策定に当たり監査等委員会の同意を得る。
- ・ 監査等委員会は、監査部門から監査結果等の報告を受け、必要に応じて監査部門に指示を行うことができる。当該指示と取締役社長の監査部門に対する指示が両立しえない場合、監査等委員会は監査部門の監査結果等の報告を受け、必要に応じて監査部門に指示を行うことができる。

い場合、監査等委員会と取締役社長は協議し、調整をはかる。

- ・ 監査等委員会が選定する監査等委員は、当社の重要な業務執行の協議を行うエグゼクティブ・コミッティ、その他監査等委員会が重要と判断する会議に出席することができる。当該監査等委員がこれらの会議に出席できない場合、監査等委員会の指示により監査等委員会室の所属員がオブザーバーとして出席することができる。
- ・ 監査等委員会の監査が適切に実施できるよう、当社及びグループ会社における監査対象者（部門）は協力する。

9. 反社会的勢力排除のための体制

当社及びグループ会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して会社組織として毅然とした姿勢で臨み、不当、不法な要求に応じないことはもちろん、一切の関係を遮断する。

- ・ 「アステラス企業行動憲章」及び「アステラスグループ行動規準」において、反社会的勢力及び団体に対しては毅然とした姿勢で臨むことを明記し、関係排除に取り組む。
- ・ 特に日本においては、警察当局、関係団体等と十分に連携し、反社会的勢力及び団体に関する情報を積極的に収集すると共に組織的な対応が可能となるよう体制の整備を進める。また、役員・従業員に対しては、コンプライアンス研修、リスク管理研修等の機会を通じて反社会的勢力排除に向けた啓発活動を継続して行う。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当期（2020年3月期）における当社の運用状況の概要は以下のとおりです。

1. 職務執行に関する体制

当社は、基本方針に基づき、原則として毎月1回取締役会を開催しています。また、決裁権限規程等に基づき、エグゼクティブ・コミッティにて重要事項を協議し、トップマネジメントがその役割を果たすことにより、取締役の効率的な職務の執行を確保しています。なお、当期においては、取締役会を14回、エグゼクティブ・コミッティを20回開催しました。

2. リスク（損失の危険）の管理に関する規程その他の体制

当社は、基本方針に基づき、事業機会に係るリスクと事業活動遂行に係るリスクに分け、当社及び当社グループの各部門が主体的にリスク管理実務を実践しています。特に、クリティカル・リスクとして特定された事項について、リスクオーナーの指示のもとリスク低減策を策定し、実行しています。なお、2019年10月から、グループ全体のリスクをより効率的に管理するため、グローバル及び部門別の「リスク＆レジリエンス管理委員会」を設置しています。

3. コンプライアンス体制（取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制）

当社は、基本方針に基づき、グローバル・コンプライアンス委員会及びコンプライアンス委員会を開催し、当社及び当社グループのコンプライアンスの現状把握、方針・計画の審議を行っています。また、全従業員を対象としたコンプライアンスに関する様々な研修の実施等を通じ、コンプライアンスに対する意識向上を図るほか、ホットラインの運用等により、問題の早期発見と改善措置に努めています。なお、各地域・各国のエシックス＆コンプライアンス機能がエシックス＆コンプライアンス部門長に報告するグローバル・コンプライアンス体制を構築しています。

4. 情報開示・情報管理に関する体制

当社は、基本方針に基づき、全てのステークホルダーに対し、適時適切かつ公平な情報開示を行うとともに、ステークホルダーとの積極的な対話に努めています。当期においても、企業活動における一層の透明性向上を図るため、情報開示委員会のもと、重要情報の開示方針や開示内容等について部門横断的に審議を行うなど、適時的確かつ公平な情報開示に引き続き取り組みました。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、基本方針に基づき、連結ベースの財務報告に係る内部統制評価計画を策定するとともに、コントロールオーナー及びプロセスオーナーによる内部統制の整備及びその実施、内部統制関連文書の改訂、監査部門による評価対象事業拠点の内部統制の整備及び運用状況の評価実施等により、財務報告の信頼性確保に努めています。

6. グループ管理体制（当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制）

当社は、基本方針に基づき、当社グループの取締役等の職務に係る事項を、機能別マネジメントの職制を通じ報告を受けるとともに、グループ会社の役員構成及び意思決定権限を明確に定めることで、グループ会社の適切な管理・運営を推進しています。なお、当社グループ会社の財務状況及びその他の状況については、月次や各四半期で報告を受け、当社の取締役会に適宜、報告しています。

7. 内部監査体制

当社は、基本方針に基づき、内部監査の計画を立案・実行するとともに、監査等委員会、取締役会、会計監査人等へ報告を行い、監査結果をレビューする機会を確保しています。また、内部監査部門及び関連する専門部門との間で情報連携活動を実施し、内部監査体制の強化に努めています。なお、当社では、各地域の監査部が社長直轄の監査部門長に報告するグローバル監査体制を構築しています。

8. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、基本方針に基づき、監査等委員でない取締役及び従業員による監査等委員会への業務執行状況の報告並びに監査等委員によるエグゼクティブ・コミッティ等重要会議への継続的な出席等を通じ、監査等委員会による監査が実効的に行われる体制を確保しています。

特に、全地域におけるホットラインの通報の概要及び法務部門が主管する訴訟・社内調査案件については、監査等委員会に月次で報告しています。

9. 反社会的勢力排除のための体制

当社は、基本方針に基づき、当社及び国内グループ会社の取引先の属性を確認するとともに、契約書への反社会的勢力排除条項の導入等を通じ、反社会的勢力及び団体との関係排除に取り組んでいます。

連結持分変動計算書

自 2019年4月1日
至 2020年3月31日

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	
					新株予約権	在外営業活動体の外貨換算差額
当期首残高	103,001	177,301	△164,629	991,957	1,127	125,656
当期包括利益						
当期利益	—	—	—	195,411	—	—
その他の包括利益	—	—	—	—	—	△32,380
当期包括利益合計	—	—	—	195,411	—	△32,380
所有者との取引額						
自己株式の取得	—	—	△52,899	—	—	—
自己株式の処分	—	△313	954	△413	△228	—
自己株式の消却	—	—	209,396	△209,396	—	—
配当金	—	—	—	△73,539	—	—
株式報酬取引	—	518	—	—	—	—
振替	—	—	—	1,831	—	—
所有者との取引額合計	—	205	157,451	△281,517	△228	—
当期末残高	103,001	177,506	△7,178	905,851	899	93,277

	親会社の所有者に帰属する持分			合計	資本合計		
	その他の資本の構成要素						
	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の再測定	合計				
当期首残高	23,984	—	150,767	1,258,396	1,258,396		
当期包括利益							
当期利益	—	—	—	195,411	195,411		
その他の包括利益	△7,611	1,271	△38,719	△38,719	△38,719		
当期包括利益合計	△7,611	1,271	△38,719	156,692	156,692		
所有者との取引額							
自己株式の取得	—	—	—	△52,899	△52,899		
自己株式の処分	—	—	△228	1	1		
自己株式の消却	—	—	—	—	—		
配当金	—	—	—	△73,539	△73,539		
株式報酬取引	—	—	—	518	518		
振替	△560	△1,271	△1,831	—	—		
所有者との取引額合計	△560	△1,271	△2,059	△125,920	△125,920		
当期末残高	15,813	—	109,989	1,289,168	1,289,168		

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しています。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 79社

主要な連結子会社名：

アステラス ファーマ グローバル ディベロップメント Inc.、
アステラス インスティチュート フォー リジネレイティブ メディシン、
オーデンテス セラピューティクス Inc.、アステラス ファーマ テック株式会社、
アステラス アイルランド Co.,Ltd.、アステラス ファーマ ヨーロッパ B.V.
アステラス製薬(中国)有限公司、アステラス ファーマ US, Inc.、アステラス ファーマ GmbH、
アステラス ファーマ S.A.S、アステラス ファーマ S.A.、韓国アステラス製薬株式会社

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数 4社

(4) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲に関する注記

①連結の範囲の変更

増加：6社（株式取得等による増加）

減少：4社（清算等による減少）

②持分法の適用の範囲の変更

減少：2社（連結子会社への変更等による減少）

(5) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

(6) 会計方針に関する事項

①金融商品の評価基準及び評価方法

・当初認識及び測定

金融資産及び金融負債は、当社グループが金融商品の契約上の当事者となった取引日に認識しています。

金融資産及び金融負債は、重大な金融要素を含んでいない営業債権を除き、当初認識時に公正価値で測定しています。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（以下「FVTPLの金融資産」）及び純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（以下「FVTPLの金融負債」）を除き、金融資産の取得及び金融負債の発行に直接起因する取引コストは、当初認識時において、金融資産の公正価値に加算又は金融負債の公正価値から減算しています。FVTPLの金融資産及びFVTPLの金融負債の取得に直接起因する取引コストは純損益で認識しています。

・金融資産

当社グループはすべての金融資産を当初認識時に、「償却原価で測定する金融資産」、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（以下「FVTOCIの金融資産」）」又は「FVTPLの金融資産」に分類しています。

(a) 債却原価で測定する金融資産

以下の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。

・契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

当初認識後、実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定し、実効金利法による利息収益は純損益で認識しています。

(b) FVTOCIの金融資産（負債性金融資産）

以下の条件がともに満たされる場合には、FVTOCIの金融資産（負債性金融資産）に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。
- ・契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

当初認識後、公正価値で測定し、減損利得又は減損損失及び為替差損益を除き、公正価値の変動から生じる評価損益はその他の包括利益で認識しています。当該金融資産の認識を中止する場合、その他の資本の構成要素に計上されている累積損益を、純損益に組替調整額として振り替えています。

(c) FVTOCIの金融資産（資本性金融資産）

資本性金融資産は、一部を除いて公正価値の事後の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行っており、FVTOCIの金融資産に分類しています。

当初認識後、公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益はその他の包括利益で認識しています。当該金融資産の認識を中止する場合、又は公正価値が著しく下落した場合には、その他の資本の構成要素に計上されている累積損益を利益剰余金に振り替えています。当該金融資産に係る受取配当金は、投資金額の一部回収である場合を除き、純損益として認識しています。

(d) FVTPLの金融資産

償却原価で測定する金融資産及びFVTOCIの金融資産に分類されない金融資産をFVTPLの金融資産として分類しています。

当初認識後、公正価値で測定し、事後的な変動を純損益として認識しています。

・金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産又は負債性金融資産のうちFVTOCIの金融資産に分類された金融資産に係る予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しています。

損失評価引当金の測定は、各四半期末日において、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合は、当該金融資産に係る全期間の予想信用損失に等しい金額とし、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合は、当該金融資産に係る12か月の予想信用損失に等しい金額としています。

ただし、営業債権や契約資産に係る損失評価引当金については、常に全期間の予想信用損失と同額で測定しています。

・金融負債

当社グループはすべての金融負債を当初認識時に、「FVTPLの金融負債」又は「償却原価で測定する金融負債」に分類しています。

(a) FVTPLの金融負債

デリバティブによって認識した金融負債、FVTPLの金融負債として指定した金融負債及び企業結合において認識した条件付対価のうち金融負債の定義を満たすものをFVTPLの金融負債に分類しています。

当初認識後、公正価値で測定し、事後的な変動を純損益として認識しています。

(b) 債却原価で測定する金融負債

FVTPLの金融負債として分類されない金融負債を償却原価で測定する金融負債に分類しています。

当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しています。

・認識の中止

金融資産については、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値の

ほとんどすべてを移転した場合、又は金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡したが、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転したわけでも、ほとんどすべてを保持しているわけでもなく、かつ、当該金融資産に対する支配を保持していない場合に、当該金融資産の認識を中止しています。

金融負債については、金融負債が消滅した時、すなわち契約中に特定された債務が免責、取消し又は失効となつた場合に、当該金融負債の認識を中止しています。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は取得原価又は正味実現可能価額のいずれか低い額で測定しています。取得原価には、購入原価、加工費及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のすべての原価が含まれています。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除して算定しています。棚卸資産の原価は、主として先入先出法により算定しています。

③有形固定資産及び無形資産の減価償却又は償却の方法

・有形固定資産（使用権資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、当該資産が使用可能となった時点から開始されます。減価償却費は、償却可能価額を各構成要素の見積耐用年数にわたって、定額法により算定しています。償却可能価額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算定しています。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	2 - 60年
機械装置及び運搬具	2 - 20年
工具、器具及び備品	2 - 20年

有形固定資産の耐用年数、残存価額及び減価償却方法は各期末に再検討を行い、必要に応じて改定しています。

・無形資産

無形資産は、それらが使用可能となった時点から見積耐用年数（2年～25年）にわたって定額法で償却しています。見積耐用年数は、法的保護期間又は経済的耐用年数のいずれか短い方を採用し、定期的に見直しを行っています。

・使用権資産

使用権資産は、リース開始日時点のリース負債の当初測定額に、発生した直接コスト等を調整した取得原価で測定しています。耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間（2年～40年）にわたって定額法で減価償却しています。

④引当金の計上基準

当社グループが過去の事象の結果として法的又は推定的な現在の債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額につき信頼性のある見積りができる場合に引当金を計上しています。

貨幣の時間的価値の影響が重要な場合には、引当金額は債務の決済に必要と見込まれる支出の現在価値で測定しています。

⑤収益の計上基準

当社グループは、以下の5ステップに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務の充足時点に（又は充足するについて）収益を認識する。

・医薬品の販売

医薬品の販売による収益は、当社グループが移転を約束した医薬品に対する支配を顧客が獲得した時点で認識しています。医薬品に対する支配は、通常、医薬品が顧客へ引き渡された時点で顧客に移転すると判断しています。取引価格に割戻、値引及びその他顧客に支払われる対価等の変動性のある金額が含まれている契約については、これらの変動対価を期待値又は最頻値により見積り、顧客から受領する対価から控除しています。

・ロイヤルティ収入

当社グループは、第三者に製品の製造や販売、技術の使用等を認めた契約によるロイヤルティ収入を得ています。ロイヤルティ収入には、契約一時金、受取マイルストン及びランニング・ロイヤルティが含まれます。関連する履行義務の内容に応じて、履行義務が充足された時点において一時に、又は、履行義務が充足されるにつれて、一定期間にわたり、収益を認識しています。

⑥確定給付型の退職後給付制度の会計処理

確定給付型制度に係る資産又は負債の純額は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除したものであり、資産又は負債として連結財政状態計算書で認識しています。確定給付制度債務は、予測単位積増方式に基づいて算定され、その現在価値は、将来の予想支払額に割引率を適用して算定しています。割引率は、給付が見込まれる期間に近似した満期を有する優良社債の利回りを参照して決定しています。

勤務費用及び確定給付負債（資産）の純額に係る純利息費用は純損益として認識しています。

数理計算上の差異、純利息費用に含まれる部分を除く制度資産に係る収益及び資産上限額の影響の変動については、それらが生じた期間において「確定給付制度の再測定」としてその他の包括利益に認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金へ振替えています。

⑦外貨の換算基準

・機能通貨及び表示通貨

当社グループの各企業の個別財務諸表は、それぞれの機能通貨で作成されています。当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円で表示されています。

・外貨建取引

外貨建取引は、取引日の直物為替レート又はそれに近似するレートを用いて機能通貨に換算しています。
期末における外貨建貨幣性資産及び負債はすべて期末日の直物為替レートを用いて機能通貨に再換算し、その結果生ずる差額を純損益として認識しています。

・在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債は期末日の為替レート、収益及び費用は、期中の平均為替レートを用いて日本円に換算しています。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる外貨換算差額は、その他の包括利益で認識しています。在外営業活動体を処分する場合、当該在外営業活動体に関連する外貨換算差額の累計額は、処分時に純損益に振り替えています。

⑧のれんに関する事項

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除して計上しています。

のれんは、企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれる資金生成単位に配分し、毎年一定の時期及びその資金生成単位に減損の兆候があると認められた場合にはその都度、減損テストを実施しています。減損テストにおいて資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、差額は減損損失として純損益で認識しています。

資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まず資金生成単位に配分されたのれんの帳簿価額から減額するように配分し、次に資金生成単位におけるその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するよう配分しています。

のれんについて認識した減損損失は、その後の期間に戻入れを行いません。

⑨その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

当社グループは、当連結会計年度より、以下の基準を適用しています。

IFRS	新設・改訂の概要
IFRS第16号	リース リースに関する会計処理の改訂

IFRS第16号の適用にあたり、契約がリース又はリースを含んだものであるかどうかを適用開始日現在で見直さない実務上の便法を適用しています。また、経過措置として認められている累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しています。

当社グループは、契約時に契約がリース又はリースを含んだものであるかどうかを、契約の実質に基づき判断しています。リース期間は、解約不能期間に延長するオプションと解約するオプションを加えて決定していますが、適用開始日においては、事後的判断も使用しています。特性が合理的に類似したリースのポートフォリオには単一の割引率を使用しています。短期リース及び原資産が少額であるリースについては、使用権資産とリース負債を認識せず、当該リースに関連したリース料をリース期間にわたり費用として認識する場合があります。

IFRS第16号の適用により、連結財政状態計算書において、適用開始日に使用権資産として「有形固定資産」を83,061百万円、リース負債として非流動負債及び流動負債の「その他の金融負債」をそれぞれ75,455百万円、16,859百万円追加で認識しています。その他の資産及び負債への重要な影響はありません。利益剰余金期首残高への影響はありません。連結純損益計算書への重要な影響はありません。

3. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した損失評価引当金

売上債権及びその他の債権（流動）	1,429百万円
その他の金融資産（非流動）	13百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

295,586百万円

(3) 偶発負債

保証債務（金融機関等からの借入に対する保証）	
従業員	155百万円

4. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当期末の発行済株式の種類及びその総数

普通株式 1,861,787,075株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月18日 定時株主総会	普通株式	35,856	19.00	2019年3月31日	2019年6月19日
2019年10月31日 取締役会	普通株式	37,748	20.00	2019年9月30日	2019年12月2日

(注) 1. 2019年6月18日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託の所有する当社株式に対する配当金26百万円が含まれています。

2. 2019年10月31日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託の所有する当社株式に対する配当金39百万円が含まれています。

②基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月14日 取締役会	普通株式	37,210	利益剰余金	20.00	2020年3月31日	2020年6月1日

(注) 上記には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託の所有する当社株式に対する配当金60百万円が含まれています。

- (3) 当期末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 1,176,300株

5. 金融商品に関する注記

(1) 財務上のリスク管理方針

当社グループは、事業活動を行うにあたり、信用リスク、流動性リスク、為替リスク及び金利リスク等の財務上のリスクに晒されており、これらのリスクを低減するために、一定の方針等に基づきリスク管理を行っています。

また、当社グループは、デリバティブの利用を財務上のリスクをヘッジする目的とした取引に限定しており、投機目的では利用していません。

①信用リスク管理

当社グループの事業活動から生ずる債権である売掛金等は、取引先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先の経営状況を適宜把握し、売掛金残高を監視する事により信用リスクを管理しています。また、取引先の信用状況に応じて売掛金等の回収可能性を検討し、必要に応じて損失評価引当金を計上しています。

当社グループが保有する有価証券に関しては発行体の信用リスク、預金に関しては銀行の信用リスクに晒されています。また、当社グループが財務上のリスクをヘッジする目的で行っているデリバティブ取引については、取引相手である金融機関の信用リスクに晒されています。資金運用における有価証券取引・預金取引については、Global Cash Investment Policyに基づき、一定の信用格付け基準を満たす発行体・銀行に限定し、定められた運用期間・限度額内で運用しています。また、デリバティブ取引については、Astellas Global Treasury Policyに基づき、一定の信用格付け基準を満たす金融機関に取引相手を限定しています。

②流動性リスク管理

当社グループは、支払債務の履行が困難になる流動性リスクに晒されていますが、想定される支払債務への対応に加え、一定の戦略的投資機会にも機動的に対応できる手元流動性を維持しており、残高については、月次で代表取締役副社長 経営戦略・財務担当に報告をしています。

③為替リスク管理

当社グループの事業は多くの国及び地域で営まれており、当社グループの経営成績及び財政状態は為替リスクに晒されています。

当社グループは、為替リスクの抑制を目的としたデリバティブ取引の利用の要否を、個別の案件ごとに検討しています。前連結会計年度及び当連結会計年度において、外貨建てインターパーニーローンについては、為替変動による経営成績への影響を抑えるため、先物為替予約のデリバティブ取引を利用しています。通貨毎の為替リスクヘッジ状況（デリバティブ取引残高）については、月次で代表取締役副社長 経営戦略・財務担当に報告しています。

④金利リスク管理

当社グループの有利子負債は金利変動リスクに晒されていますが、資金需要に対してその内容や財務状況及び金融環境を考慮し、調達の金額・期間・方法等を判断し、金利変動リスクを軽減するために、固定・変動金利を組み合わせて調達の最適化を図っています。

(2) 金融商品の公正価値の算定方法

・償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産は、売上債権及びその他の債権、貸付金及びその他の金融資産、現金及び現金同等物で構成されています。これらは、主として短期間で決済されるため、帳簿価額は公正価値に近似しています。

・FVTOCIの金融資産（資本性）

市場性のある有価証券の公正価値は、期末日の市場価格を用いて算定しています。非上場株式の公正価値は、主として割引キャッシュ・フロー法により算定しています。

・FVTOCIの金融資産（負債性）

FVTOCIの金融資産（負債性）は、主に社債です。公正価値は、マーケット・アプローチに基づき、算定しています。

・FVTPLの金融資産

FVTPLの金融資産は、主に為替予約やファンドへの出資で構成されています。

為替予約の公正価値は、取引金融機関から提示された価格等に基づいて算定しています。出資金の公正価値は、直近の入手可能な情報に基づきファンドの公正価値を見積もった上で、それに対する持分に基づいて算定しています。

・FVTPLの金融負債

FVTPLの金融負債は、企業結合により生じた条件付対価及び為替予約で構成されています。

企業結合により生じた条件付対価の公正価値は、開発が成功する可能性や貨幣の時間価値を考慮して算定しています。為替予約の公正価値は、取引金融機関から提示された価格等に基づいて算定しています。

・償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債は、仕入債務及びその他の債務、リース負債、社債及び借入金、その他の金融負債で構成されています。これらは、リース負債を除いて、主として短期間で決済されるため、帳簿価額は公正価値に近似しています。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分

694円03銭

(2) 基本的1株当たり当期利益

104円15銭

7. その他の注記

企業結合に関する注記

Xyphos Biosciences, Inc. の取得

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：Xyphos Biosciences, Inc.（以下、「Xyphos社」）

事業の内容：がん免疫治療技術を活用した医薬品の研究開発

② 取得日

米国太平洋時間 2019年12月26日

③ 取得した議決権付資本持分の割合

100%

④ 被取得企業の支配の獲得方法

契約一時金及びマイルストンを支払対価とする株式取得

⑤ 企業結合を行った主な理由

Xyphos社は、2017年に設立されたバイオテクノロジー企業であり、細胞療法に関する独自の技術プラットフォームであるACCEL™ (Advanced Cellular Control through Engineered Ligands) と、がん免疫の分野をリードする優秀な人材を有しています。

本買収により獲得した同技術プラットフォームを、これまで培ってきた再生・細胞医療のケイパビリティと組み合わせることにより、がん免疫における次世代高機能細胞の創製が可能となり、技術価値を最大化することができると確信しています。

(2) 取得日現在における取得資産、引受負債及び支払対価の公正価値

	金額（単位：百万円）
無形資産	17,670
現金及び現金同等物	27
その他の資産	368
繰延税金負債	△3,445
その他の負債	△2,580
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	12,040
のれん	3,800
合計	15,841
現金	9,577
条件付対価	6,263
支払対価の公正価値の合計	15,841

上記のうち、一部の金額については取得対価の配分が完了していないため、現時点で入手可能な合理的情報に基づき算定された暫定的な公正価値となっています。

のれんの主な内容は、個別に認識要件を満たさない、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果及び超過収益力です。

(3) 条件付対価

条件付対価は、開発の進捗に応じて支払うマイルストンであり、最大で545百万米ドル（59,312百万円）を支払う可能性があります。

(4) キャッシュ・フロー情報

	金額（単位：百万円）
支払対価の公正価値の合計	15,841
支払対価に含まれる条件付対価の公正価値	△6,263
被取得企業が保有する現金及び現金同等物	△27
子会社の取得による支出	9,550

(5) 取得関連費用

金額的重要性が低いため、記載を省略しています。

(6) 連結純損益計算書に与える影響

① 当連結会計年度の連結純損益計算書で認識されている取得日以降の被取得企業の税引前利益
金額的重要性が低いため、記載を省略しています。

② 企業結合が期首に実施されたと仮定した場合の当連結会計年度の連結純損益計算書の税引前利益に与える影響額（非監査情報）

金額的重要性が低いため、記載を省略しています。

Audentes Therapeutics, Inc. の取得

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 : Audentes Therapeutics, Inc. (以下、「Audentes社」)

事業の内容 : 遺伝子治療技術を活用した医薬品の研究開発

② 取得日

米国東部時間 2020年1月15日

③ 取得した議決権付資本持分の割合

100%

④ 被取得企業の支配の獲得方法

現金による株式公開買付

本買収に必要な資金を調達するため、ブリッジファイナンスとして金融機関からの短期借入及び短期社債の発行を行いました。当連結会計年度末において短期借入金は140,000百万円、短期社債は186,000百万円であり、短期借入金及び短期社債の一部は、長期借入への借り換え等のうえ返済・償還する予定です。

⑤ 企業結合を行った主な理由

Audentes社は、希少かつ重篤な神経筋疾患を対象に、アデノ随伴ウイルス（AAV）に基づく遺伝子治療薬の研究開発に注力する2012年に設立されたバイオテクノロジー企業であり、AAVを活用した独自の遺伝子治療薬の技術プラットフォームや治療薬を自前で製造することができる高い能力を有しています。また、有望な遺伝子治療プログラム群からなるパイプラインを構築しており、特に、X染色体連鎖性ミオチュラー・ミオバチー（XLMTM）を対象とするAT132は、同社のリードプログラムとして現在、第I／II相臨床開発段階にあります。

本買収により、希少かつ重篤な疾患有する患者さんのアンメットメディカルニーズに応えていくために、遺伝子治療の領域においてリーディングポジションを確立していきます。

(2) 取得日現在における取得資産、引受負債及び支払対価の公正価値

	金額 (単位 : 百万円)
有形固定資産	8,964
無形資産	284,944
FVTOCIの金融資産（負債性）	22,248
現金及び現金同等物	9,320
その他の資産	1,708
仕入債務及びその他の債務	△6,092
繰延税金負債	△41,517
その他の負債	△6,488
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	273,085
のれん	42,497
合計	315,582
支払対価の公正価値の合計	315,582

上記のうち、一部の金額については取得対価の配分が完了していないため、現時点で入手可能な合理的情報に基づき算定された暫定的な公正価値となっています。

のれんの主な内容は、個別に認識要件を満たさない、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果及び超過収益力です。

FVTOCIの金融資産（負債性）は、連結財政状態計算書の「その他の金融資産」に含まれています。

(3) キャッシュ・フロー情報

	金額（単位：百万円）
支払対価の公正価値の合計	315,582
被取得企業が保有する現金及び現金同等物	△9,320
子会社の取得による支出	306,262

上記のほか、Audentes社の権利確定前のストック・オプション等の株式報酬に係る支払7,744百万円を企業結合とは別個に認識し、連結純損益計算書の「その他の費用」に計上しています。

(4) 取得関連費用

1,687百万円

取得関連費用は、連結純損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含まれています。

(5) 連結純損益計算書に与える影響

- ① 当連結会計年度の連結純損益計算書で認識されている取得日以降の被取得企業の税引前利益
△5,895百万円

- ② 企業結合が期首に実施されたと仮定した場合の当連結会計年度の連結純損益計算書の税引前利益に与える影響額（非監査情報）
△25,723百万円

(注) この影響額は、Audentes社の2019年4月1日から取得日までの業績に基づいて算定しています。

株主資本等変動計算書

自 2019年4月1日
至 2020年3月31日

(単位：百万円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金		利益剰余金					
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
当期首残高	103,001	176,822	176,822	16,827	29	1,185	412,150	430,191
当期変動額								
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	△29	—	29	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△73,604	△73,604
当期純利益	—	—	—	—	—	—	240,645	240,645
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	△404	△404
自己株式の消却	—	—	—	—	—	—	△209,396	△209,396
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	△29	—	△42,730	△42,759
当期末残高	103,001	176,822	176,822	16,827	—	1,185	369,420	387,432

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△164,629	545,385	19,112	19,112	1,127	565,624
当期変動額						
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	△73,604	—	—	—	△73,604
当期純利益	—	240,645	—	—	—	240,645
自己株式の取得	△52,899	△52,899	—	—	—	△52,899
自己株式の処分	954	550	—	—	—	550
自己株式の消却	209,396	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	△8,473	△8,473	△228	△8,701
当期変動額合計	157,451	114,692	△8,473	△8,473	△228	105,991
当期末残高	△7,178	660,076	10,639	10,639	899	671,615

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物・・・・・・・・ 2～50年

構築物・・・・・・・・ 2～60年

機械及び装置・・・・ 2～17年

工具、器具及び備品・・ 2～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付債権等の貸倒損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

②売上割戻引当金

期末日後に発生が見込まれる売上割戻の支出に備え、期末特約店在庫金額に対し割戻見積率を乗じた金額を計上しています。

③退職給付引当金

確定給付型の退職給付制度に基づく従業員の退職給付に備え、当期末における退職給付債務から年金資産の額を控除した額に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を調整した額を計上しています。

数理計算上の差異は発生時の従業員の平均残存勤務年数にわたり定額法により翌年度から処理し、過去勤務費用は発生時の従業員の平均残存勤務年数にわたり定額法により処理しています。

(4) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジによっています。ただしその他有価証券については、時価ヘッジによっています。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：デリバティブ取引

ヘッジ対象：相場変動、キャッシュ・フロー変動により、損益が発生する資産、負債

③ヘッジ方針

当社で規定されたデリバティブ取引に関する管理体制に基づき、ヘッジ対象に係る相場変動リスク、キャッシュ・フロー変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

④ヘッジ有効性評価の方法

繰延ヘッジに関しては、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎に判断することにしています。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

(6) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

(7) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

135,935百万円

(2) 偶発債務

保証債務（金融機関等からの借入に対する保証）

従業員 155百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権 253,249百万円

短期金銭債務 190,161百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 212,285百万円

仕入高 41,457百万円

営業取引以外の取引高 206,782百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

期末日における自己株式の種類及び数

普通株式	4,276,454株
------	------------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

投資有価証券	974百万円
退職給付引当金	3,298百万円
有形固定資産	38百万円
無形固定資産	30,185百万円
未払費用	3,846百万円
たな卸資産	21,772百万円
関係会社株式	9,611百万円
その他	31,561百万円
繰延税金資産小計	101,285百万円
評価性引当額	△11,587百万円
繰延税金資産合計	89,698百万円

繰延税金負債

投資有価証券	△4,430百万円
前払年金費用	△1,741百万円
有形固定資産	△520百万円
その他	△611百万円
繰延税金負債合計	△7,302百万円
繰延税金資産の純額	82,396百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	アステラス B.V.	(所有) 直接 100%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注1)	103,100	短期借入金	84,389
				借入資金の返済	173,824		
子会社	アステラス US ホールディング Inc.	(所有) 直接 100%	資金の貸付 資金の借入 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	164,413	その他 流動資産	163,245
				借入資金の返済	161,479		
子会社	アステラス ファ ーマ グローバル ディベロップメ ント Inc.	(所有) 間接 100%	開発の委託 役員の兼任	開発の委託 (注2)	52,226	未払金	14,157
子会社	ガニメド フা マシューティカ ルズ GmbH	(所有) 直接 100%	資金の借入 役員の兼任	借入資金の返済	52,396	短期借入金	1,541
子会社	オジェダ SA	(所有) 直接 100%	資金の借入 役員の兼任	借入資金の返済	606	短期借入金	58,723
子会社	アステラス ファ ーマ ヨーロッパ Ltd.	(所有) 間接 100%	製品等の販売及 びロイヤリティーの受領 役員の兼任	製品等の販売及 びロイヤリティーの受領 (注2)	72,161	売掛金	19,938
子会社	アステラス US LLC	(所有) 間接 100%	ロイヤリティーの受領 役員の兼任	ロイヤリティーの受領 (注2)	66,665	売掛金	16,380

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。

(注2) 開発の委託並びに製品等の販売及びロイヤリティーの受領については、市場価格等を勘案して決定しています。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

361円08銭

(2) 1株当たり当期純利益

128円26銭